

藤井川ダムESCO事業

募集要項

令和7年1月

茨城県

目次

1. 募集の趣旨	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の名称	1
(2) 契約方式	1
(3) 事業内容	1
(4) 事業箇所	2
(5) 業務の範囲	2
(6) 契約期間	2
(7) 事業スケジュール	2
3. 応募条件	3
(1) 応募者	3
(2) 応募者の役割	3
(3) 応募者の資格	3
(4) 応募資格の制限	4
(5) 応募に関する留意事項	4
4. 事業者選定の流れ	6
(1) 応募者	6
(2) 応募資格要件の確認及び提案要請	6
(3) 最優秀及び優秀提案の選定	6
(4) 詳細協議	6
(5) 事業者の選定	6
(6) 事務局	6
(7) E S C O提案募集スケジュール	7
(8) E S C O提案募集の手続き	7
(9) 参加表明書及び資格確認書類の提出	8
(10) 資格確認結果及び提案要請書の通知	10
(11) 現場ウォークスルー調査	10
(12) E S C O提案書の提出	11
(13) 参加を辞退する場合	11

5. 審査及び審査結果の通知	12
(1) 審査	12
(2) 審査の流れ	12
(3) ヒアリングについて	12
(4) 審査結果の通知	12
(5) 失格	12
6. 提示条件	14
(1) 事業の遂行	14
(2) 事業資金計画	14
(3) 制度上の措置等	14
(4) 設計・施工に関する事項	14
(5) ベースライン等の設定	14
(6) E S C Oサービス料の支払い等	15
(7) 運転及び維持管理に関する事項	17
(8) 計測・検証に関する事項	17
(9) 包括的エネルギー管理計画書の作成	17
7. 事業の実施に関する事項	18
(1) 誠実な業務遂行義務	18
(2) 契約期間中の県と事業者の関わり	18
(3) 県と事業者との責任分担	18
8. E S C O提案提出書類・作成要領	19
(1) E S C O提案時の提出書類	19
(2) 作成要領	19
9. 配布資料	23
10. 契約に関する事項	23
(1) 契約の手順	23
(2) 契約の概要	23
11. 用語の定義	24

1. 募集の趣旨

茨城県（以下「県」という。）では、ダム管理に係るエネルギーの効率化・高度化を図り、賦存の水力エネルギーの有効活用や省エネルギーの推進による環境負荷の低減、並びに光熱費の効果的な削減を図るため、藤井川ダムに、民間の持つノウハウ、資金、経営能力、技術能力等を活用し、管理用水力発電の活用によるESCO（Energy Service Company）事業（以下「ダムESCO」という。）を導入することとする。

本募集の目的は、県がこのダムESCOの推進に当たり、民間事業者から省エネルギー等のノウハウを生かした設計・施工、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO提案」という。）を公募し、最も優れていると考えられる提案を選定するものである。

県は、最も優れた提案を行った事業者（以下「優先交渉権者」という。）とシェアード・セイビングス方式でのESCO事業契約（以下「契約」という。）の締結に向けた協議を行い、合意に至れば同事業者（以下「事業者」という。）と契約を締結し、本事業を実施するものとする。

但し、本事業が県議会で承認されなかった場合は、ESCO提案を募集したことに留まり、事業化はなされないこととなる。また、本募集要項の内容は最終契約の一部となるものとする。

2. 事業概要

事業の概要は次のとおりとする。

(1) 事業の名称

藤井川ダムESCO事業

(2) 契約方式

シェアード・セイビングス契約（民間資金活用型）により契約する。

(3) 事業内容

事業者は、包括的エネルギーサービス（以下「ESCOサービス」という。）を県に提供するものとする。

ア 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工した水力発電設備を含む省エネルギー改修設備等（以下「ダムESCO設備」という。）を導入し、県と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、ダムESCO設備の運転管理及び維持管理、水力発電で得られる電力量の売電、電気供給事業者へのダム管理に係る電気料金の支払い、エネルギー等の削減量の保証、省エネルギー量効果及び発電量を把握するための計測・検証等を含むサービスを提供するものとする。

イ 運転管理

事業者は、契約期間内、自らの責任でダムESCO設備の運転管理及び維持管理を行うものとする。また、事業者がダムESCO設備及び県の既存設備等に関する運転管理指針を示し、事業者及び県は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行うものとする。

ウ 計測・検証

事業者は適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー量効果及び県の利益を保証するものとする。

エ 契約終了後のダムE S C O設備の取り扱い

事業者は、契約期間終了後、設置したダムE S C O設備について、所有権を無償で県に譲渡することを前提とし、水力発電設備を契約期間最終年に分解整備するものとする。

但し、県が所有権の譲渡を受けないと判断した場合には、両方で協議の上、契約期間の延長、もしくは、ダムE S C O設備の撤去を行うものとし、撤去費用は事業者の負担とする。

(4) 事業箇所

事業箇所は藤井川ダム（左岸：東茨城郡城里町下古内・右岸：東茨城郡城里町上入野）とする。

(5) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ア ダムE S C O設備に関する設計、施工、施工監理及びその関連業務

イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務

ウ 契約期間内におけるダムE S C O設備の運転及び維持管理に関する業務

エ 契約期間内におけるダム管理に係る電気料金の負担及び電気供給事業者への支払い業務

オ 契約期間内におけるダムE S C O設備及び既存設備の運転管理指針に基づく助言業務

カ 契約期間内における省エネルギー量及び発電量の計測・検証業務

キ 契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務

ク 契約期間内における水力発電設備の管理業務（売電業務を含む）

ケ 契約期間終了後における県との協議に基づくダムE S C O設備の所有権移転に関する業務

(6) 契約期間

事業者の提案による（但し、E S C Oサービス期間は最長20年とする）。

(7) 事業スケジュール（予定）

次のスケジュールで事業を行う。

ア 優先交渉権者の選定：令和7年5月

イ 本事業の県議会承認：令和7年10月

ウ 契約の締結：議会承認後

エ E S C Oサービス開始期日：事業者提案による

3. 応募条件

(1) 応募者

- ア 応募者は、E S C O事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定する必要がある。
- ウ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする必要がある。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等にかかる諸手続きを行うこととする。
- オ E S C O提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。但し、設立条件等に関しては、県の同意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者が単独企業の場合は、次の役割の全てを担い、グループの場合はその各構成員が次の役割を分担するものとする。
 - ① 事業役割：県との契約等諸手続き（対応窓口業務）を行い事業遂行の責を負うものとする。
 - ② 設計役割：設計に関する業務及び監理に関する業務を実施するものとする。
 - ③ 建設役割：建設に関する業務を実施するものとする。
 - ④ その他役割：①～③以外の、運転、維持管理、金融、燃料供給等に関する業務を実施するものとする。
- イ 事業役割を担う企業とそれ以外の役割を担う企業が異なる場合には、県との契約時に適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に県の了承を得なければならない。
- ウ 事業役割が複数の企業で構成される場合には、企業間の事業役割に関する合意書（任意様式）の写しを県に提出するものとする。なお、その合意書には、事業役割の構成企業のうち1者が、代表者として県との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を担う旨の条項を設けるものとする。

(3) 応募者の資格

- 応募者は以下の要件をすべて満たすものとする。なお、グループの場合には、グループとして以下の要件をすべて満たすものとする。
- ア 応募者（事業役割を担う構成員）は、省エネルギー保証を行うE S C O事業の実績もしくは水力発電事業の実績があり、経営等の状況が良好であること。なお、事業役割を担う構成員が複数である場合は、代表者が本要件を満たすこと。
 - イ 応募者（設計役割を担う構成員）は、技術士（建設、電気・電子、機械）もしくはエネルギー管理士のいずれかの資格者が所属する者であること。
 - ウ 応募者（建設役割を担う構成員）は、建設業法第3条第1項の規定により提案内容に該当する項目の特定建設業の許可を受けた者であること。なお、工事の際に建設業法第26条に基づき、主任技術者又は監理技術者を選任すること。
 - エ 応募者（建設役割を担う構成員）は、茨城県建設工事入札参加資格者名簿に電気工事（Aランク）として登録されている者であること。

(4) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者又はその構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 本事業実施の公告日以後に、茨城県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者。
- ウ 本事業実施の公告日以後に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者。
- オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者。
- キ 県税（地方消費税を含む）に未納がある者。
- ク 県外に主たる営業所を有する者にあつては法人税又は消費税に未納がある者。

(5) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、原則として提出書類の返却はしない。また、県は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約締結に至った応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で県に帰属するものとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとする。

エ 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 複数応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。

ク 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又はE S C O提案書に虚偽の記載がなされた場合は、当該参加表明書又はE S C O提案書は無効とする。

4. 事業者選定の流れ

(1) 応募者

応募者は、「3. 応募条件」で定める応募資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

県は、参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

藤井川ダムE S C O事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案の中から最優秀提案1件及び優秀提案1件を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案を行った提案者は、優先交渉権者となり、以後の詳細診断の実施、包括的エネルギー管理計画書（最終提案）の作成及び契約書の作成に関する諸条件について、県と詳細協議を進める。

なお、この際の協議は、原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行われるものとする。

(5) 事業者の選定

県は優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合、県は、優秀提案を行った者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

(6) 事務局

本E S C O提案の募集に係る事務局は、次のとおりとする。

茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室ダム担当

郵便番号 310-8555

住 所 茨城水戸市笠原町978番地6

電 話 029-301-4498

F A X 029-301-4499

メ ー ル kasen6@pref.ibaraki.lg.jp

(7) E S C O提案募集スケジュール

E S C O提案の募集及び優先交渉権者等の選定は、次の日程（予定）で行う。

ア 事業実施の公告	令和7年1月31日(金)
イ 募集要項の配布	令和7年1月31日(金)～令和7年2月13日(木)
ウ 募集要項に関する質問受付	令和7年1月31日(金)～令和7年2月6日(木)
エ 質問の回答	令和7年2月12日(水)
オ 参加表明書及び資格確認書類の受付	令和7年1月31日(金)～令和7年2月19日(水)
カ 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	令和7年2月26日(水)
キ 現場ウォークスルー調査	令和7年3月4日(火)～令和7年3月6日(木) のうちいずれかの日を県が指定
ク 質問の受付	令和7年3月4日(火)～令和7年3月11日(火)
ケ 質問の最終回答	令和7年3月17日(月)
コ 提案書の受付	令和7年3月6日(木)～令和7年4月25日(金)
サ 優先交渉権者等の選定	令和7年5月29日(木)
シ 選定の結果通知	優先交渉権者等の選定から10日以内

※配付及び受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(8) E S C O提案募集の手続き

ア 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行う。

① 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）により、1問につき質問書1枚を使用し、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用すること。なお、電話、口頭によることは不可とし、E-mail、持参、郵送、又はFAXにより提出するものとする。E-mail及びFAXによる提出にあつては、着信を電話にて確認することとし、未着の場合の責任は応募者に属するものとする。

② 受付期間

令和7年1月31日（金）～令和7年2月6日（木）〔必着〕

（土曜日、日曜日を除く）午前10時から12時まで及び午後1時から4時まで

③ 提出先

茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室ダム担当

④ 回答

回答は令和7年2月12日（水）に茨城県土木部河川課のホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとし同等の効力を持つものとする。

掲載期間 令和7年2月12日（水）9時から4月25日（金）17時

(9) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び必要書類を持参又は郵送で提出する。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間 令和7年1月31日(金)～令和7年2月19日(水)

(土曜日、日曜日、祝日を除く)午前10時から12時まで及び午後1時から4時まで

イ 提出先 茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室ダム担当

ウ 提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部及びCD-R又はDVD-Rを1枚提出すること。

- ① 参加表明書(様式第2号)(代表者)
- ② グループ構成表(様式第3号)(グループで参加の場合)
- ③ 商業登記簿謄本(受付日前3ヶ月以内に発行されたもの、写し可)(全社)
- ④ 納税証明書(最新決算年度のもの、写し可)(全社)
- ⑤ 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)(全社)
- ⑥ 会社概要(A4版1部、様式4号の1～様式4号の3)(全社)
- ⑦ 特定建設業の許可通知書の写し又は許可証明書(写し可)(建設役割)
- ⑧ ESCO関連事業実績一覧表(様式第5の1号)(全社)
- ⑨ 水力発電事業実績一覧表(様式第5の2号)(全社)
- ⑩ 当該資格証明書等の写し(各代表1名分で可)
- ⑪ 監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写し(建設役割)
- ⑫ その他、知事が特に必要と認める書類

エ 提出書類の作成方法

- ① 参加表明書(様式第2号)

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

- ② グループ構成表(様式第3号)

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、設計役割、建設役割、その他役割(分担名を記載のこと))を明確にすること。なお、グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。また、事業役割が複数の企業で構成される場合には、企業間の事業役割に関する合意書の写しを添付すること。

- ③ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。なお、写しでも可とする。

- ④ 納税証明書

県内業者の場合は、県税全税目納税証明書(県提出用)と消費税及び地方消費税納税証明書(税

務署様式)を各1通ずつ綴じたものとする。なお、県外事業者については、茨城県に納税義務を有する場合は、県税全税目納税証明書(県提出用)と法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(税務署様式)を、茨城県に納税義務がない場合は、法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(税務署様式)を各1通ずつ綴じたものとする。なお、写しでも可とする。

⑤ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

⑥ 会社概要

企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

(ア) 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数(書式自由)

(イ) 企業状況表(様式第4号の1)

(ウ) 有資格技術職員内訳表(様式第4号の2)

(エ) 各役割の責任者業務実績表(様式第4号の3)

その他、本ダムESCOについて、関係会社(親会社等)が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。

⑦ 特定建設業の許可通知書の写し又は許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可通知書の写し又は許可証明書(写し可)を提出すること。

⑧ ESCO関連事業実績一覧表(様式第5号の1)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

(ア) 事業名: 契約書上の正確な名称を記載すること

(イ) 発注者: 発注者名を記入すること

(ウ) 受注形態: 単独又はグループの別とすること

(エ) 契約金額: 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること(単位: 千円)

(オ) 契約年月日: 契約締結日を記入すること

(カ) 契約期間: 契約始期及び終期を記入すること

(キ) 施設の概要: 施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること

(ク) 主な契約内容: 対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類(ギャランティード・セイビングス又はシェアード・セイビングスの別)省エネルギー保証の有無、計測・検証の有無も明記すること

⑨ 水力発電事業実績一覧表(様式第5号の2)

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

(ア) 発電所名: 発電所の名称を記入すること。

(イ) 所在地: 発電所の所在する都道府県名を記入すること。

(ウ) 最大出力: 発電所の最大出力を記入すること。

(エ) 年間発電電力量：発電所の年間発電電力量を記入すること。

(オ) 水車形式：発電機の水車形式を記入すること

(カ) 最大使用水量：発電に用いる最大使用水量を記入すること

(キ) 運転開始年月日：発電所の運転開始年月日を記入すること

⑩ 当該資格証明書等の写し

有資格技術職員のうち各代表1名分の資格証明書等の写しを提出すること。

⑪ 監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写し

建設役割会社において監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを提出すること。

(10) 資格確認結果及び提案要請書の通知

資格確認の結果は、令和7年2月26日(水)に県から応募者(代表者)宛て通知する。資格が確認された場合には、併せて提案要請書を送付する。なお、資格確認の基準日は、令和7年2月26日(水)とする。

(11) 現場ウォークスルー調査

県が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を実施する。

ア 日時

令和7年3月4日(火)～令和7年3月6日(木)のいずれかの日を県が指定する。

イ 場所

藤井川ダム(左岸：東茨城郡城里町下古内・右岸：東茨城郡城里町上入野)

ウ 内容

現地調査及び説明

エ 質問の方法

質問は、質問書(様式第1号)により、1問につき質問書1枚を使用し、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用すること。なお、電話、口頭によることは不可とし、E-mail、持参、郵送又はFAXにより提出するものとする。E-mail及びFAXによる提出にあつては、着信を電話にて確認することとし、未着の場合の責任は応募者に属するものとする。

オ 質問の受付期間

令和7年3月4日(火)～令和7年3月11日(火)[必着]

(土曜日、日曜日、祝日を除く)午前10時から12時及び午後1時から4時まで

カ 質問の回答

質問に対する回答は、現場ウォークスルー調査に参加した応募者すべてに通知(文書発送)し、口頭による対応は行わない。

キ その他

運転管理上の図書類の閲覧は可能であるが、貸し出し依頼は一切受け付けない。

複写は、電子データ化されているもの、もしくは各ダム管理事務所で電子データ化可能な図書に限り依頼を受け付ける。

なお、その他詳細については、提案要請書と併せて通知する。

(12) E S C O提案書の提出

提案要請書の送付を受けた応募者は、現場ウォークスルー調査の調査結果及び県が提供する「9. 配布資料」に示す資料に基づき、「8. E S C O提案提出書類・作成要領」に従い、E S C O提案の提出書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、未着の場合の責任は応募者に属し、期限内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間 令和7年3月6日(木)～令和7年4月25日(金)

(土曜日、日曜日、祝日を除く)午前10時から12時まで及び午後1時から4時まで

イ 提出先 茨城県土木部河川課水防災・砂防対策室ダム担当

ウ 提出書類

「8. E S C O提案提出書類・作成要領」による

(13) 参加を辞退する場合

提案要請書の送付を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第6号)を1部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

5. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査委員会は、別添の「ダムE S C O提案審査評価基準」に基づき総合的にE S C O提案の審査を行う。

(2) 審査の流れ

E S C O提案の審査については、以下の要領で行う。

- ア 応募者からの提案書類を基に、企業の実績、事業実施方針及び手法から提案内容を審査する。
- イ 審査の過程において、応募者にヒアリングを行う。
- ウ 提案者が多数あり、最優秀提案者の選定に著しい支障が生じうると認められる場合は、審査委員が、あらかじめ提案書類の評価を行い、原則上位5者にヒアリングを行う。
- エ 上記のヒアリングを行った応募者のうち、総合得点の最も大きい提案をした最優秀提案者を優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者として選出する。

(3) ヒアリングについて

- ア ヒアリングの会場及び日時は別途指定する。
- イ 説明時間は20分以内として「8. E S C O提案提出書類・作成要領 (1) E S C O提案時の提出書類 キ 提案プレゼンテーションにかかる説明資料」に示すパワーポイントにより行うこととする。

(4) 審査結果の通知

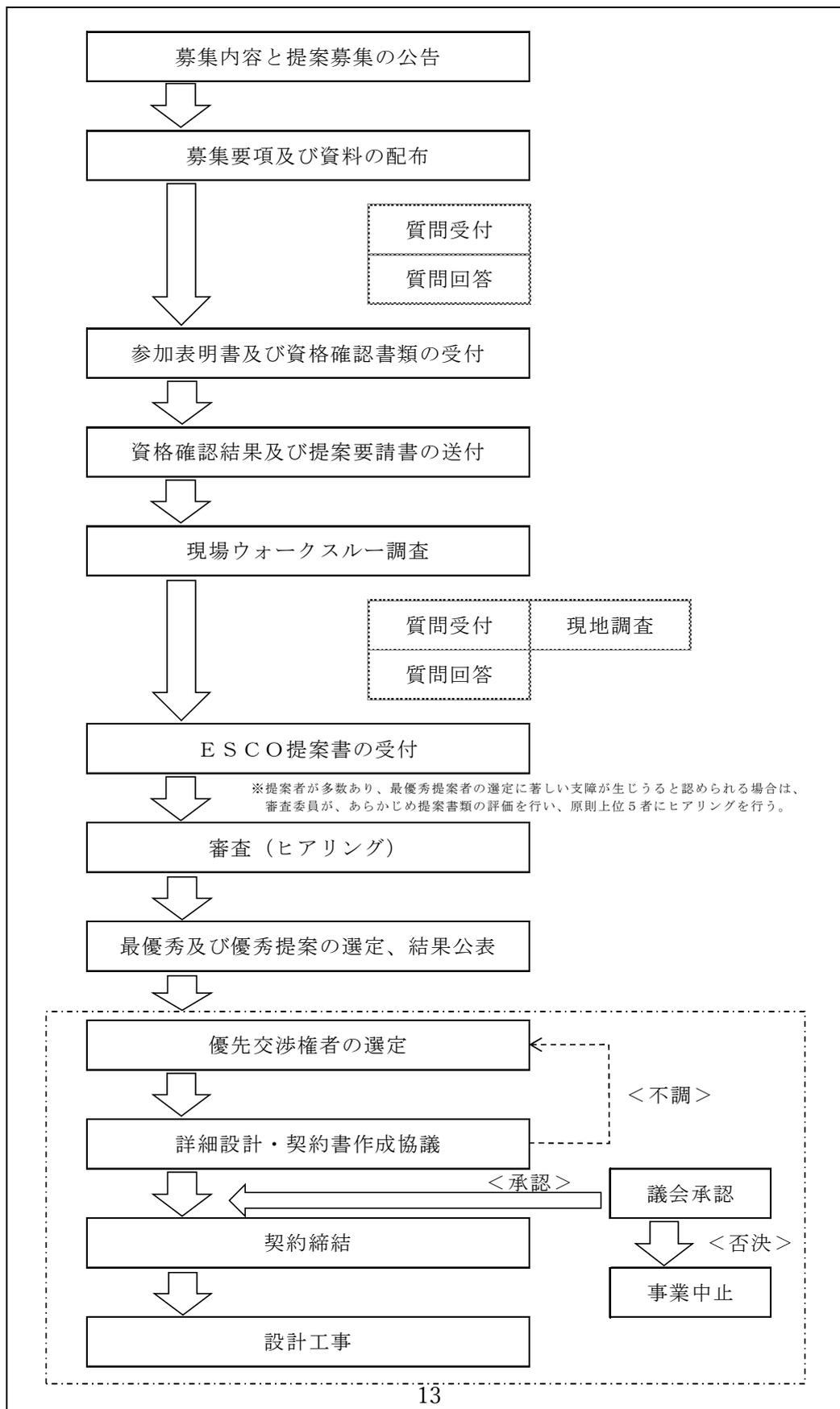
- ア 審査の結果は文書で通知することとし、電話等による問い合わせには応じない。なお、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない）以内に、書面により茨城県知事に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果を講評としてまとめ、県のホームページで公表する。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公正性に影響を与える行為があった場合
- エ その他、本募集要項に違反すると認められる場合

[参考] 提案募集審査の流れ



6. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件を踏まえて、E S C O提案の提出書類を作成すること。

(1) 事業の遂行

ア 契約後に省エネルギー改修等工事（試運転調整を含む。）を完成させ、E S C Oサービスの提供を開始すること。

イ 「2.事業概要（5）業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 事業資金計画

事業者は、提案する省エネルギー改修工事等E S C Oサービスに要する費用の全額を負担する。県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に基づき、債務負担行為を設定し、本事業に必要なE S C Oサービス料を契約期間において毎年度支払うものとする。

(3) 制度上の措置等

ア 県は、事業者に対し、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の特段の支援・優遇措置を行わないものとする。

イ 県は、事業者に対する補助、出資等の支援は行わないものとする。

(4) 設計・施工に関する事項

ア 「9.配布資料」に記載した資料を参考にE S C O提案にダムに係る設備概要、省エネルギー手法とその省エネルギー性能、水力発電設備設置手法と水力発電設備による発電性能、工事費用、光熱費削減額、売電額及び計測、検証手法等を示すE S C O提案書を作成すること。

イ E S C O提案の内容が、次の条件を必ず満足するものであること。

- ① 光熱費を削減し施設を省エネルギー化すること。
- ② 環境負荷低減に十分配慮すること。
- ③ 室内環境を各種環境基準以上とすること。
- ④ ダムE S C O設備の導入による維持管理コスト（人件費や定期点検等）の削減効果は、光熱費として算定しないこと。

(5) ベースライン等の設定

ア ベースラインの設定

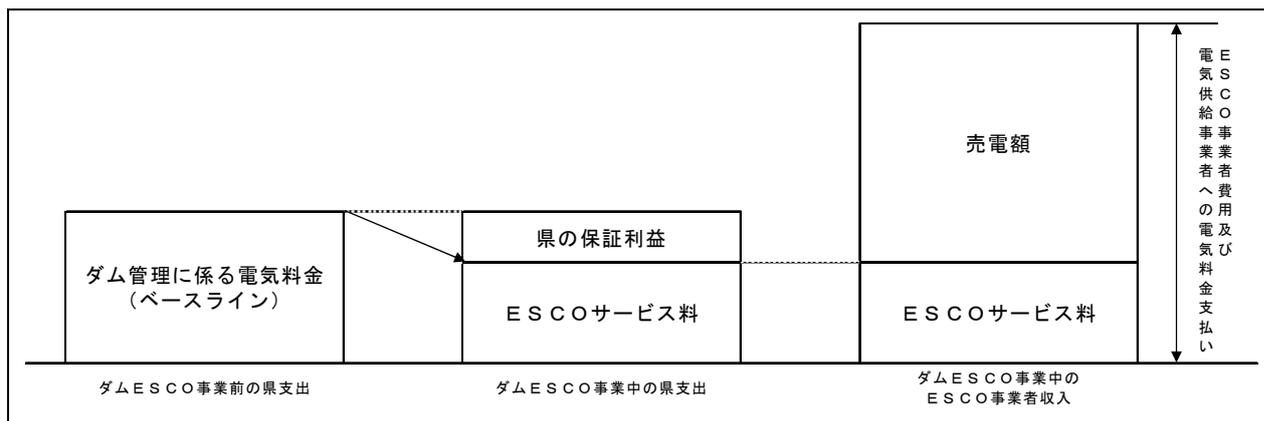
- ① 応募者は、本県から提供される過去5年間の藤井川ダムの管理に係る電気料金の平均を、各提案者統一の改修計画の基礎となる応募時「ベースライン」とすること。改修後の省エネルギー試算に用いる電気料金単価についても、応募時ベースラインと同じ値を使用すること。
- ② 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができる。その際には、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等（以下「ベースライン変動要因」という。）によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、県と合意すること。

イ 削減予定額及びパフォーマンス額の設定

- ① 応募者は、E S C O提案の内容に従い、計算方法を明示した上で、水力発電設備による売電額を算出するものとし、これを「売電予定額」とする。

- ② 応募者は、E S C O提案の内容に従い、計算方法を明示した上で、ダムE S C O設備による「ダム管理に係る電気料金削減予定額」を算出するものとする。
- ③ 「売電予定額」と「ダム管理に係る電気料金削減予定額」は、必ずダムE S C O設備の維持管理費を上回らなければならない。
- ④ 応募者は、「E S C O事業者費用」を設定するものとする。「E S C O事業者費用」とは、管理事務所等へのダムE S C O設備の導入、ダムE S C O設備の維持管理及び効果計測、検証等のために必要な費用一式のことをいう。
- ⑤ 応募者は、「削減予定額」から「E S C O事業者費用」を減じた「パフォーマンス額」を示すものとする。但し、「削減予定額」の合計は、「E S C O事業者費用」の合計を上回らなければならない。
- ⑥ 「ベースライン」から「パフォーマンス額」を減じた額を、「E S C Oサービス料」とする。
- ⑦ 「パフォーマンス額」の合計を「県の保証利益」とする。

[参考] ダムE S C O事業のスキーム



(6) E S C Oサービス料の支払い等

ア E S C Oサービス料支払期間

優先交渉権者が提案する契約期間とする（但し、E S C Oサービス期間は最長20年とする）。

イ 支払方法

- ① 契約期間の各年度にわたる均等払いを原則とし、支払い回数と時期については、本県と優先交渉権者との協議によるものとする。
- ② 事業者は、適正にE S C Oサービス料を算定して、指定された期日までに県に請求書を送付するものとする。
- ③ 県は、当該年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認した上で、所定期日までにE S C Oサービス料を支払う。
- ④ 県又は事業者の申し出により、ベースラインの見直しに係る要件に該当することが妥当と判断される場合には、事業者と県は別途協議の上、E S C Oサービス料を定めることとする。

- ⑤ 支払いは、県の通常の方法によるものとする。
- ⑥ E S C Oサービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議の上、契約書で定めるものとする。

ウ E S C Oサービス料の総支払額

E S C Oサービス料の総支払額は、契約期間中において、以下に示す元金相当費用と金利及び事業者の利益を加えた額に、ベースラインからダム管理に係る電気料金削減予定額を減じた額を加えて算出し、その算出額から売電予定額を減じた額とする。なお、提案から契約までの期間中に、物価等について著しい変動が発生した場合には、県と事業者が協議の上で、額を見直すことができるものとする。また、毎年支払われるE S C Oサービス料は、各年度にわたる均等払いを原則とする。

① 元金相当費用

- (ア) 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書作成及びその関連業務に係る費用
- (イ) 省エネルギー改修等工事及びその関連業務に係る費用
- (ウ) 計測・検証に係る費用
- (エ) ダムE S C O設備に関する運転管理に係る費用
- (オ) 契約に係る経費（なお、印紙代は事業者負担とする。）
- (カ) 租税（税種別に示したもの。）
- (キ) その他、本ダムE S C Oに伴う経費

② 金利の算出方法

金利は応募者の提案による。但し、固定金利で商取引上妥当な数字を提案すること。

③ 事業者の利益

応募者の提案により毎年度一定額を設定する。またその金額は税引き後のものとする。

エ E S C Oサービス料に係る債権の取り扱い

本E S C Oサービス料に係る債権は、これを譲渡又は担保に供することができない。

(7) 運転及び維持管理に関する事項

ア 運転管理方針の提示

事業者は、ダムE S C O設備及び県の既存設備等に関する最適な「運転管理方針」を作成し、県の承認を受けること。事業者及び県は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理方針に基づき、ダムE S C O設備に関しては事業者が、既存設備に関しては県が運転管理を行うものとする。なお、本事業によるダムの弾力的管理による運用はしないこととし、ダム操作の運用の見直し等も実施しないこととする。

イ ダムE S C O設備の維持管理

事業者は、県にダムE S C O設備の維持管理計画書を提出し承諾を受け、ダムE S C O設備の維持管理を自らの責任と負担で行う。また、ダムE S C O設備の維持管理状況について、毎年度、県に報告しなければならない。なお、その維持管理が計画通りでなく、又は不十分であるときは、県は事業者に対し必要なメンテナンスを命ずることができる。

ウ 行政財産

県はダムE S C O設備の設置に伴い、県が管理する行政財産の使用許可手続きが必要な場合、所定の使用料の支払いを免除する。

(8) 計測・検証に関する事項

ア 計測・検証手法

事業者は、提案により示した光熱費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するとともに水力発電設備の発電量を把握するため、適切な計測・検証手法を県に提示し承諾を受け、契約期間中において、省エネルギー効果及び水力発電設備による発電量の計測・検証を行う。

イ 計測・検証結果の報告

事業者は、計測・検証結果を毎年度県に報告し、県はこれを確認する。

ウ 報告の疑義への対応等

事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、県は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができる。この結果が、事業者によるものと著しく乖離するときは、県は、事業者に対し、その費用を請求することができる。この際、事業者は新たな計測・検証手法を県に提示し、県との協議で、合意を得たうえで改善する必要がある。

(9) 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、E S C O提案に基づき包括的エネルギー管理計画書(最終提案書)を作成する。なお、E S C O提案と包括的エネルギー管理計画書の内容が著しく乖離する場合、県は次選交渉権者との契約交渉を開始することがある。その際、交渉権を失った優先交渉権者は、包括的エネルギー管理計画書の作成に係る経費を、県に請求することはできない。

7. 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務執行義務

事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に従って、誠実に業務を遂行しなければならない。

(2) 契約期間中の県と事業者の関わり

業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、県と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(3) 県と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

事業者は、そのノウハウを最大限に発揮し、光熱費削減等を図るものであるが、そのE S C O提案は、事業者を選定した最大の根拠であり、信頼性のあるものでなければならない。

このため、E S C O提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担しなければならない。

但し、異常気象や施設の運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として別添の「ダムE S C O予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上でE S C O提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事案が発生した場合には、別途協議するものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

県と事業者は、契約書において、事業の継続が困難となった場合を想定し、その事由毎に責任の所在と対応方法を定める。

8. E S C O提案提出書類・作成要領

(1) E S C O提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4縦長ファイルに綴じたものを13部及びCD-R又はDVD-Rを1枚提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第7号）
- イ 提案総括表（様式第10号の1、第10号の2）
- ウ 技術提案書（様式第11号の1～第11号の5）
- エ 事業資金計画書（様式第12号の1～第12号の4）
- オ 維持管理等提案書（様式第13号の1～第13号の4）
- カ 主要機器等の設置計画図（様式第14号）
- キ 提案プレゼンテーションにかかる説明資料

(2) 作成要領

ア 一般的事項

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。
なお、原則として、フォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。
- ② 各提案書には、各ページの下中央に符号と通し番号を付すとともに、右下に本県が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。
- ③ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- ④ 提案提出届（様式第7号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類にE S C O提案書表紙（様式第8号）をそれぞれ付し、A 4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A 4版以外の様式については、A 4版サイズに折り込むこと。

イ 提案総括表

- ① 改修提案項目一覧（様式第10号の1）
省エネルギー改修及び水力発電設備の設置による年間削減予定額（売電予定額を含む。）、工事他投資額、単純回収年について記載すること。
- ② 契約内容提案書（様式第10号の2）
削減予定額、E S C Oサービス期間、E S C Oサービス料等について記載すること。

ウ 技術提案書

- ① 省エネルギー改修項目等の説明（様式第11号の1）
詳細検討に基づき、省エネルギー手法及び水力発電設備設置手法毎に分けて、改修前と改修後の設備（システム）構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目及び水力発電設備の内容並びにシステム説明、エネルギー削減量、光熱費削減額、環境負荷低減に関する技術的、数値的根拠、水力発電設備による発電量、売電予定額及び実際の売電額が売電予定額を上回った場合の取り扱いについて、A 4版3枚以内かつ2,000字以内で記載すること。
- ② 環境への配慮（様式第11号の2）

水質、NOX、SOX、ばいじん、騒音等の環境対策について、A4版1枚以内かつ1,000字以内で記載すること。

③ ダムESCO設備と既存設備の関係（様式11号の3）

導入する省エネルギー手法及び水力発電設備が既存設備の更新や効率化改修に寄与する内容について、A4版1枚以内かつ1,000字以内で記載すること

④ 工事中の対応（様式11号の4）

工事施工にあたり、安全管理、工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、工事完了期限、設備引渡しに関する内容について、A4版2枚以内かつ2,000字以内で記載すること。

⑤ 地域貢献提案（様式第11号の5）

事業実施により、地域の経済、防災及び環境に貢献する提案があれば、A4版1枚以内かつ1,000字以内で記載すること。

エ 事業資金計画書

① 事業収支計画書（様式第12号の1）

契約期間中における、本県の事業全体に関する収支計画について作成すること。用紙はA3版横書きとする。

② 事業者収支計画書（様式第12号の2）

契約期間中の事業収支（事業者分）について作成すること。なお、ESCO事業終了時の設備の扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとする。用紙はA3版横書きとする。

③ 資金計画書（様式第12号の3）

資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。

④ 工事予算等経費計算書（様式第12号の4）

初期投資に係る費用について記入すること。なお、詳細診断費には、包括的エネルギー管理計画書作成の費用を含めるものとし、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

オ 維持管理等提案書

① 維持管理計画書（様式第13号の1）

（ア）維持管理計画

ダムESCO設備の維持管理業務に関する計画内容について記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版1枚以内かつ1,000字以内で記載すること。

（イ）維持管理費見積書

毎年要する費用とその算定根拠について示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

② 計測・検証計画書（様式第13号の2）

(ア) 省エネルギー効果及び発電量の測定・検証方法

省エネルギー改修による効果及び水力発電設備による発電量の適切な計測・検証方法について示すこと。

(イ) 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

(ウ) 計測・検証見積書

毎年要する費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

(エ) その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、A4版で記載すること。(枚数の制限なし)

③ 運転管理方針計画書(様式第13号の3)

(ア) 運転管理方針

ダムESCO設備及び県の既存設備等に関する適切な運転管理の考え方、事業者と本県の役割について記載すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版1枚以内かつ1,000字以内で記載すること。

(イ) 運転管理費見積書

毎年要する費用とその算定根拠について示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

④ 緊急時対応提案書(様式第13号の4)

提案の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法の考え方について、A4版1枚以内かつ1,000字以内で記載すること。

カ 要機器等の設置計画図(様式第14号)

提案するダムESCO設備等の設置箇所図について示すこと。書式の仕様は自由とする。

キ 提案プレゼンテーションに係る説明資料

提案書の概要をまとめた電子データ(㈱マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応)を作成すること。

最低限盛り込む内容は次のとおりとし、「ウ 技術提案書」の内容を主として作成すること。また、内容は20分以内に説明できる容量とすること。

① 提案技術内容

特徴のある技術内容を中心にわかりやすく解説すること

② 省エネ効果

省エネ率、二酸化炭素削減率、光熱費削減額、県の利益(各年及び20年間総額)、ESCOサービス期間、ESCOサービス料

③ ダム管理業務への影響

改修工事中及びE S C Oサービス期間におけるダム管理業務への影響の有無と程度

④ 維持管理、計測、検証、緊急時対応

維持管理、計測、検証、緊急時対応などについて

9. 配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布する資料は、次のとおりとする。

- (1) 藤井川ダムの概要、平面図、断面図、下流面図
- (2) 過去5年間のダム管理に係る電気使用料の平均
- (3) 過去10年間の放流量及び水位に関するデータ
- (4) 令和3年度 茨城県土木部所管ダム小水力発電導入検討調査業務委託 報告書（抜粋）
- (5) 藤井川ダムにおける東京電力パワーグリッド株式会社への接続検討申込書及び上記に対する回答
- (6) その他

10. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

県と優先交渉権者は、本事業が県議会で承認された場合、契約のための手続きを行う。

(2) 契約の概要

ア 契約時期

議会承認後に契約を行う。

イ 契約の概要

本募集要項及び包括的エネルギー管理計画書に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修等工事及び運転・維持管理に関する業務内容や保証金額、支払方法などを定めるものとする。また、県と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記する。

1 1. 用語の定義

本募集要項で使用する用語の解釈は、次のとおりとする。

- (1) 応募者
本募集要項に基づき参加表明を行い、応募資格要件を満たすことが確認され、県から提案要請を受けた民間事業者
- (2) 優先交渉権者
E S C O提案審査の結果、最優秀提案者となり、契約の締結へ向けて県と協議を行う優先交渉権を有する応募者
- (3) 次選交渉権者
E S C O提案審査の結果、優秀提案者となり、県と優先交渉権者との協議が成立しなかった場合、優先交渉権者に替わり、新たに県との協議を開始する応募者
- (4) 事業者
県と契約を締結する優先交渉権者又は次選交渉権者
- (5) 契約
県と事業者が締結するシェアード・セイビングス（民間資金活用型E S C O事業）契約
- (6) E S C O提案
設計・施工、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する包括的な提案
- (7) ダムE S C O設備
事業者が、県と結ぶ契約に基づき設計・施工した水力発電設備を含む省エネルギー改修設備等
- (8) E S C Oサービス
ダムE S C O設備の設計・施工、運転管理及び維持管理、光熱費削減額の保証、省エネルギー効果及び水力発電設備による発電量を把握するための計測・検証等を含む包括的サービス
- (9) E S C Oサービス期間
ダムE S C O設備の運転管理及び維持管理、水力発電で得られる電力量の売電、電気供給事業者へのダム管理に係る電気料金の支払い、エネルギー等の削減量の保証、省エネルギー量効果及び発電量を把握するための計測・検証等を含むサービスを行う期間
- (10) 審査委員会
「藤井川ダムE S C O事業審査委員会」の略称